

## 他法令における点検に関する規定の概要

凡例

  法律より引用
   政令より引用
   省令より引用
   告示より引用
   通知より引用

点検箇所		点検・検査方法	点検頻度	記録の保管	
消防法	製造所、屋内貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、屋外貯蔵所、地下タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所、給油取扱所、移送取扱所、一般取扱所	定期点検（法10条4項の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う）	1回以上/年	3年	
	10,000 kL未満の特定屋外タンク	内部点検	1回以上/13年	26年	
	地下貯蔵タンク	ガス加圧法/液体加圧法/微加圧法/微減圧法/その他の方法	1回以上/年 ※完成検査日から15年以内のもの、危険物の漏れを覚知しその漏洩拡散を防止するための措置済みもの→1回以上/3年	3年	
	二重殻タンクの強化プラスチック製の外殻	ガス加圧法/減圧法/その他の方法	1回以上/3年	3年	
	地下埋設配管	ガス加圧法/液体加圧法/微加圧法/微減圧法/その他の方法	1回以上/年 ※地下貯蔵タンクに同じ	3年	
	移動タンク貯蔵所	ガス加圧法/液体加圧法	1回以上/5年	10年	
	固定式の泡消火設備を設ける屋外タンク貯蔵所	・泡放出口からの泡放出により、発泡倍率、放射圧力、混合率等が適正であることの確認 ・泡放出口又はその直近に設けた試験口等からの泡水溶液又は水の放出により送液機能が適正であること並びに試験により泡消火薬剤の性状及び性能が適正であることの確認			
	消防用設備等	消化器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	1回/6ヶ月	
		屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常電源（配線の部分を除く。）、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備並びに共同住宅用非常警報設備及び共同住宅用連結送水管	機器点検	1回/6ヶ月	
			総合点検	1回/年	
配線		総合点検	1回/年		
石災法	特定防災施設等	流出油等防止堤 消火用屋外給水施設 非常通報設備	外観点検・機能点検・総合点検	1回以上/年	3年

※石油コンビナート等災害防止法

凡例

法律より引用 政令より引用 省令より引用 告示より引用 通知より引用

点検箇所 (安衛法については一例として一部抜粋)		点検・検査方法	点検頻度	記録の保管		
安衛法	化学設備及び 付属設備	内部	爆発又は火災の原因となるおそれのある物の内部における有無	1回/2年	3年	
		内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無			
		ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態			
		安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能			
		冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置の機能	左記の機能			
		予備動力源	左記の機能			
		内部	爆発又は火災の原因となるおそれのある物の内部における有無			その附属設備を初めて使用するとき、分解して改造若しくは修理をおこなったとき、又は引き続き一月以上使用しなかったとき
		内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無			
		ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態			
		安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能			
	冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置の機能	左記の機能				
	予備動力源	左記の機能				
	電気機械器具等	溶接棒等ホルダー	絶縁防護部分及びホルダー用ケーブルの接続部の損傷の有無	使用開始前		
		交流アーク溶接機用自動電撃防止装置	左記装置の作動状態			
		感電防止用漏電しゃ断装置				
		電動機械器具の金属製外わく、電動機の金属製外被等の金属部分の接地をしたもの	接地線の切断、接地極の浮上がり等の異常の有無			
		移動電線及びこれに附属する接続器具	被覆又は外装の損傷の有無			
		検電器具	検電性能			
		短絡接地器具	取付金具及び接地導線の損傷の有無			
	絶縁用保護具、絶縁用防具、活線作業用装置、活線作業用器具	ひび、割れ、破れその他の損傷の有無及び乾燥状				
電気機械器具の囲い等	囲い及び絶縁覆いについてその損傷の有無	1回以上/月				
除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置	構造部分	構造部分の摩耗、腐食、破損の有無及びその程度	1回以上/1年	3年		
	除じん装置又は排ガス処理装置	除じん装置又は排ガス処理装置にあつては、当該装置内におけるじんあいのたい積状態				
	ろ過除じん方式の除じん装置	ろ過除じん方式の除じん装置にあつては、ろ材の破損又はろ材取付部等の緩みの有無および処理能力				
除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置	処理薬剤、洗浄水の噴出量、内部充てん物等	左記の適否				
	設備の内部	損壊の原因となるおそれのある物の有無	1回以上/2年	3年		
内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無					
ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態					
安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能					
冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置	左記の機能					
予備動力源	左記の機能					
配管	継手部	溶接による損傷、変形及び腐食の有無	1回以上/2年	3年		
	フランジ、バルブ、コック等	左記の状態				
	配管に近接して設けられた保温のための蒸気パイプ	継手部の損傷、変形及び腐食の有無				

※労働安全衛生法

凡例

  法律より引用
   政令より引用
   省令より引用
   告示より引用
   通知より引用

点検箇所 (安衛法については、一部抜粋)		点検・検査方法	点検頻度	記録の保管	
安衛法(つぎ)	局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置及び排液処理装置	設備の内部	損壊の原因となるおそれのある物の有無	装置を初めて使用する とき、又は分解して改造若 しくは修理を行ったとき	3年
		内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無		
		ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態		
		安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能		
		冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置	左記の機能		
		予備動力源	左記の機能		
	特定化学設備 又はその附属 設備	設備の内部	損壊の原因となるおそれのある物の有無	特定化学設備又はその附 属設備をはじめて使用す るとき、分解して改造若 しくは修理を行なったと き、又は引続き一月以上 使用を休止した後に使用 するとき	3年
		内面及び外面	著しい損傷、変形及び腐食の有無		
		ふた板、フランジ、バルブ、コック等	左記の状態		
		安全弁、緊急しや断装置その他の安全装置及び自動警報装置	左記の機能		
		冷却装置、加熱装置、攪拌装置、圧縮装置、計測装置及び制御装置	左記の機能		
	予備動力源	左記の機能			
	石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場		第一類物質又は第二類物質の空気中における濃度を測定	1回以上/6ヶ月	3年
	特殊な作業等の管理	塩素化ビフェニル等	塩素化ビフェニル等が入っている容器の状態及び当該容器が置いてある場所の塩素化ビフェニル等による汚染の有無	作業開始前	
		エチレンオキシド等	滅菌器の扉等が閉じていることを点検	エチレンオキシド等を充填する作業を開始する前	
		燻蒸作業	倉庫、コンテナ、船倉等の燻蒸中の場所からの臭化メチル等の漏えいの有無	作業に従事させるとき	
			天幕の破損の有無	投薬を開始する前	
		1,3-プロパンスルトン等	燻蒸しようとするサイロが密閉されていることを	製造又は取り扱う作業を行うとき	
蓋板、フランジ、バルブ、コック等の接合部における1,3-プロパンスルトン等の漏えいの有無					
ジクロロベンジン等	設備又は容器の保守点検	製造又は取り扱う作業を行うとき			
	保護具の点検				
	ふた板、フランジ、バルブ、コック等の接合部におけるジクロロベンゼン等の漏えいの有無	製造又は取り扱う作業を行うとき			
	保護具の点検				

凡 例  
  法律より引用  
   政令より引用  
   省令より引用  
   告示より引用  
   通知より引用

点検箇所		点検・検査方法	点検頻度	記録の保管
毒劇法	タンク・配管・バルブ・ポンプ設備	異常の有無の点検 (日常検査)	1回以上/1日	
	点検表に基づく項目	異常の有無の確認 (定期検査)	1回以上/年 (地震の場合は規模に応じ直ちに行う)	3年
	タンクの沈下状況	外側から水準義等の計測器を用いた測定	少なくとも1回/年	
	・ 日常点検、定期検査により著しい腐食、き裂など重大な異常が認められたタンク ・ 沈下量計測における沈下状況の結果、タンクの直径に対する不等沈下の数値の割合が、容量1000kl以上のものについては100分の1以上、1000kl未満のものについては50分の1以上生じたタンク ・ 内容量が毒物にあつては1000kl以上、劇物にあつては10000kl以上の液体を貯蔵する屋外タンクで、前回精密検査の日から10年を経過したタンク	内部開放検査 等 (精密検査)	異常確認時	
	送り出し又は受け入れに使用するホース及びその接続用具		その日の使用を開始する前	
	ライニングが損傷するとタンク本体を著しく腐食する毒劇物を貯蔵するタンク (タンク本体・ライニング全部・通気管・主配管・その他付属配管)	ライニングの検査	少なくとも1回/2年	
	安全弁		少なくとも1回/年、腐食性のあるものは1回/6ヶ月	
固体以外のも のを貯蔵する 屋内タンク貯 蔵所	タンク・配管・バルブ・ポンプ設備	異常の有無の点検 (日常検査) ※漏えい検査設備による点検に代えられる)	1回以上/1日	
	点検表に基づく項目	異常の有無の確認 (定期検査)	1回以上/年 (地震の場合は直ちに行う)	3年
	・ 日常点検、定期検査により著しい腐食、き裂など重大な異常が認められたタンク ・ 内容量が毒物にあつては1000kl以上、劇物にあつては10000kl以上の液体を貯蔵する屋内タンクで、前回精密検査の日から10年を経過したタンク	内部開放検査 等 (精密検査)	異常確認時	
	送り出し又は受け入れに使用するホース及びその接続用具		その日の使用を開始する前	
	ライニングが損傷するとタンク本体を著しく腐食する毒劇物を貯蔵するタンク (タンク本体・ライニング全部・通気管・主配管・その他付属配管)	ライニングの検査	少なくとも1回/2年	
	安全弁		少なくとも1回/年、腐食性のあるものは1回/6ヶ月	
固体以外のも のを貯蔵する 地下タンク貯 蔵所	送り出し又は受け入れに使用するホース及びその接続用具		その日の使用を開始する前	
	ライニングが損傷するとタンク本体を著しく腐食する毒劇物を貯蔵するタンク (タンク本体・ライニング全部・通気管・主配管・その他付属配管)	ライニングの検査	少なくとも1回/2年	
	安全弁		少なくとも1回/年、腐食性のあるものは1回/6ヶ月	

※毒物及び劇物取締法